

中分類 35 — 機械製造業（電氣機械器具を除く）

總 説

この中分類は、機械類及び電氣機械器具（中分類36）以外の原動機械類の製造に從事する事業所をいう。組み立てたり、取り外すことのできるような電動機で動かされる機械類は、家庭用電氣器具「中分類36」を除いて本分類に含まれる。又、電動壓搾空氣動機械、可搬工作機械類はこゝに入るが、手工具は中分類34—金屬製品製造業（機械及び車輛を除く）に分類される。

小分類 番號	細分類 番號	
351		エンヂン及びタービン製造業
	3511	蒸氣機器、タービン、水車製造業。 主として蒸氣機器、蒸氣タービン、水車及び水車タービン製造に從事する事業所をいう。
		主として機関車の製造再生を行う事業所は細分類 3741 鉄道車輛製造業に、ターボゼネレーターは細分類3614—電動機、發電機及び電動發動機製造業に分類される。
		○蒸氣機關製造業；タービン製造業；水車（ペルトン、タービン）製造業。 ×機關車製造業；ターボゼネレーター製造業。
	3519	デーゼル、セミデーゼル機器及び他に分類されないその他の内燃機器製造業。 主として他に分類されない一般用、船用、牽引車用、その他用のデーゼル、セミデーゼル原動機類の製造に從事する事業所をいう。
		主として航空機器原動機製造に從事する事業所は小分類 372—航空機及び部分品製造業に、自動車エンヂン製造業は小分類 371—自動車及び附屬品製造業に分類される。
		○船用機器製造業；デーゼル機器製造業；セミデーゼル機器製造業；燒玉機器製造業；ガス機器製造業；ガソリン機器製造業（自動車及び航空機用以外のもの）、内燃機器部分品製造業。 ×自動車内燃機器製造業；航空機エンヂン製造業。
352		農業用機械製造業（農器具を除く）
	3521	農業用機械製造業（農器具を除く） 主として整地、播種、收穫、穀物處理用その他農業用に使用される機械器具（トラクター、細分類3565を除く）を製造する事業所をいう。

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

主として農業用手道具類の製造に從事する事業所は細分類3426—農器具製造業（農業機械を除く）に分類される。

○農耕用機械製造業；播種機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業。

×農器具製造業

353 建設及び礦山用機械設備製造業

3531 建設及び礦山用機械設備製造業

浚渫，發掘，道路及び航空港建設，礦石の破碎，浮遊選鉱，篩分，精選並びに油井及び井戸の掘鑿等の建設及び礦山業に使用される重機械器具（無限軌道付トラクターを含む）の製造に從事する事業所をいう。

主として石炭，礦石の運搬裝置の製造を行うものは細分類 3563 コンベヤー及び運搬設備製造業に分類される。

○建設機械製造業；礦山機械製造業；鑿井機械製造業；選鉱裝置製造業；エキスカーベーター製造業；炭車製造業；ダンプカー製造業；建設機械裝置部分品及び附屬品製造業；礦山機械裝置部分品及び附屬品製造業。

×コンベヤー及びその裝置製造業。

354 金属加工機械製造業

3541 工作機械製造業

主として金属塊を切削して製品を作り出すような動力附工作機械類の製造を行う事業所をいう。

主な製品は中割盤，グラインダー，フライス盤，平面盤，旋盤，型割盤，スロッター，ホーニング及びラップ盤，研磨盤，鋸盤，鍛盤，ネジ切盤等であるが，これら工作機械の修理再生等もこの中に含まれる。鍛造プレス等は切削工具によらないので工作機械の定義に當てはならないから細分類 3542 に分類され，工作機械の部分品附屬品，ダイス，機械工具の精密工具等は細分類3543に分類される。

○工作機械製造業；金属工作機械製造業；工作機械再生修理業；旋盤製造業；ボール盤製造業；研磨盤製造業；フライス盤製造業；幅グリ盤製造業；齒切盤製造業。

×鍛造機械製造業；金属プレス機械製造業；工作機械部分品製造業；タップ，ダイス製造業；機械工具製造業。

3542 金属加工機械製造業（工作機械を除く）

主として金属の形作りプレス，鍛造，屈曲を行う機械を製造する事業所をいう。これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。主な製品は屈曲，溶接，ロウヅケ，板金加工機械，ダイカスト機械，鍛造機械すなわちドロップハンマー，

中分類35-機械製造業（電氣機械機具を除く）

鋳造ハンマー、鋸盤機等の可搬金属加工機械、可搬金属加工機械、可搬軸機械、水壓機、据付鋸打機、金属棒、金属線成型機械製造業、延展機械、アセチレン熔接機、伸縮機械等であり、取替修理用部品もこゝに含まれる。主として電氣熔接機械製造に從事する事業所は細分類3617に分類される。

○延展機械製造業及びその取替修理部品製造業；打貫機械及びその取替修理部品製造業；鋸造機械及びその取替修理部品製造業；ダイキャスト及びその取替修理部品製造業；機械槌及びその取替修理部品製造業；鑄造機械及びその取替修理部品製造業；機械プレス及びその取替修理部品製造業（型打、火造、水壓プレス）；製罐機械及び、その取替修理部品製造業；伸縮機械及びその取替修理部品製造業；切斷、熔断機械及びその取替修理部品製造業（金属加工用のもの）；熔接、熔断機械器具及びその取替修理部品製造業（電氣式を除く）；鋸打機械及びその取替修理部品製造業（据付式のもの）

×熔接機械器具製造業（電氣式のもの）

5543 工作機械、その他の金属加工機械部分品及び精密工具製造業

主として工作機械その他の金属加工機械部分品、小型動力附切削工具、工具保持器及び精密測定工具類の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は（1）旋盤、中割盤、ボール盤、ミーリングその他の工作機械附属品、秤量機、ダイカスト、型ジグ、ヤトヒ、鋸造型、スタンプ型及びパンチ型、プレス型、ネジ切機又は自動盤の工具、ダイスピン類及びダイスプリング。

（2）軸及びカラー、プローチ、カラー、コレット、ソケット、座グリモミ、皿モミ、錐附皿モミ、ドリル、カッター、リーマ、タップ及びダイス、パイプダイス、その他の切削工具及び工具保持器、（3）精密測定工具（マイクロメーター、ノギス）ゲージ（栓ゲージ、リングゲージ、ハサミゲージ、ネジゲージ）その他の測定工具等である。主として手工具（動力附でないもの）を製造する事業所は小分類342-刃物、手工具及び一般金物製造業に分類される。

○工作機械部分品、取付具製造業；ゲージ製造業；精密測定工具製造業；工具製造業；治具製造業；金属加工機械部分品製造業；ダイヤモンド工具製造業；切削工具製造業（チップ、バイト、ダイス等）；手持動力付工具製造業（ドリル、鋸打ハンマー、グラインダー等）；鋸造型製造業；スタンプ、パンチ型製造業；プレス型製造業；タップ、ダイス製造業。

×手工具製造業（動力付でないもの）。

355 特殊産業用機械製造業（金属加工機械を除く）

3551 食料品加工機械製造業

主として食料品製造業並びに飲料製造業において、食料品を罐詰にしたり包

中分類35-機械製造業（電氣機械器具を除く）

装したりする機械を製造する事業所をいう。主な製品はパン製造機械及び装置（パン切り機械、卷付機械、混合機）罐詰機械、チョコレート及び製菓機械、酪農品製造機械及び装置、牛乳処理機械及び装置、アイスクリーム製造機械、ミルク凝結蒸溜機械及び関連装置、精米機械、製粉機械、製糖機械、コーヒー焙焼機械、コーヒー粉碎機械、食料削切機械、粉碎機械、混合機械、切断機械、南京豆焙燒機械、ハジキ玉蜀黍製造機械並びにその部分品附屬品等である。

主として冷凍機械の製造に從事する事業所は細分類3582に分類される。

○精穀機械及び装置製造業；製粉機械製造業（手動式以外のもの）；製麵機械製造業（手動式を除く）；榨油機械製造業；罐詰機械製造業；水産加工機械製造業；畜產加工機械製造業；酪農製品製造機械及び装置製造業；アイスクリーム製造機械及び装置製造業；菓子製造機械及び装置製造業；食料品加工機械部分品及び附屬品製造業。

×冷凍機械製造業。

3552 繊維機械製造業

主として繊維工業に用いられる機械の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は

(1) 繊維原料より繊維を製造する機械

たとえば繊維ホグシ機、梳整機、ガーネットティング及び紡績機、撚紗、糸巻、捲軸、經糸機のような糸から織物にする機械

(2) 編機、組機、ハタ緞機、ジャガルドース、網織機のような織物、編物、製條機械

(3) 漂白、染色、型つけ、シルケット機及び織物の處理、乾燥機のような織物仕上機械

(4) 他に分類されない補充部品、附屬品等である。

主として家庭用及び工業用裁縫機械の製造に從事する事業所は細分類3581ミシン製造業に分類される。

○紡績機械製造業；織布機械製造業；メリヤス機械製造業；製糸機械製造業；製網機械製造業（繊維用のもの）；製網機械製造業、織物仕上機械製造業；染色整理機械製造業；捺染機械製造業；織維機械補充部品附屬品製造業。

×裁縫機械製造業

3553 木工機械製造業

主として製材所、製板所、箱及び家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者及び家庭用、商業用の小さい木工機械、運搬し得る電氣用木工機械の製造に從事する事業所をいう。主としてカンナ、斧、小刀、手引鋸及び鋸歯の

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

製造を行うものは小分類 342—刃物手工具及び一般金物製造業に分類される。

- 製材機械製造業； 目立機械製造業； 木工旋盤製造業； ベニヤ機械製造業； 自動鉋製造業

× 木工手工具製造業； 鋸齒製造業

3554 パルプ及び製紙機械製造業

主として紙パルプ、紙及び紙製品製造に用いる機械の製造に從事する事業所をいう。

主として印刷製本業用の機械を製造するものは細分類3555に分類する。

- パルプ製造機械及び装置製造業； 製紙機械及び装置製造業

3555 印刷、製本機械及び装置製造業

主として印刷所及び製本所で用いる機械製造に從事する事業所をいう。主な製品は製本機械、寫眞版畫機、印刷機、植字機、字母活字鑄造機、電氣版機械、鉛版印刷機械のような印刷業者の用いる機械、石版印刷装置(金属版、木版、印刷石)印刷用ローラー、定規、植字架、字母入れ、字母鉛版、スラグである。主として印刷用ローラー、定規、植字架、字母入れ、字母鉛版、スラグである。主として印刷機械及び装置製造業(事務用を除く)； 石版印刷機械及び装置製造業； 鉛版印刷機械製造業； 製本機械及び装置製造業； 植字機及び装置製造業； 活字製造業(印刷機用のもの)； 活字鑄造機製造業； 電氣版機械製造業； 印刷用ローラー製造業； 印刷用器具製造業(定規、植字架、字母入れ)； 母型製造機製造業； インテル鑄造機製造業。

× 織物印刷機械製造業； 事務用印刷機械製造業。

3559 他に分類されない特殊産業用機械製造業

主として他に分類されない特殊な産業用機械の製造に從事する事業所をいう。その製品は製煉裝置、精鍊裝置、セメント製造裝置、粘土處理裝置、織綿機、硝子製造裝置、帽子製造機、白熱電燈製造裝置、革處理機、塗料製造機械、ゴム加工機械、煙草製造機械、卷煙草及び菸卷製造機械、靴製造機械及び石細工機械である。

- 製煉、精鍊裝置製造業； セメント製造裝置製造業； 粘土處理裝置製造業； 織綿機製造業； 硝子製造裝置製造業； 帽子製造裝置製造業； 皮革處理機械及び裝置製造業； 塗料製造機械及び裝置製造業； ゴム加工機械及び裝置製造業； 煙草製造機械及び裝置製造業； 卷煙草製造機械及び裝置製造業； 製靴機械製造業； 石工機械及び裝置製造業

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

- 356 一般産業用機械及び装置製造業
- 3561 ポンプ、空気及びガス圧縮機並にポンプ装置製造業
主としてポンプ、圧縮機、一般産業用ポンプ装置の製造に從事する事業所をいう。主な製品は手動及び動力ポンプ、液體動力ポンプ、空気圧縮機、ガス圧縮機（製氷機、冷凍機、空氣調節装置、細分類3582を除く）及び塗料、化學薬品の噴霧機、撒粉機等である。主としてガソリン給油所の計量ポンプの製造に從事する事業所は細分類3589—他に分類されないサービス用及び家庭用機械器具製造業に分類される。
○圧縮機製造業（冷凍機械、空氣調節機を除く）；ポンプ及びポンプ装置製造業（ガソリン計量ポンプを除く）；吹付機及び装置製造業；噴霧機及び装置製造業；撒粉機、及び装置製造業。
×ポンプ製造業（ガソリン計量用のもの）；製氷機、空氣調節機及び装置製造業
- 3562 エレベーター及びエスカレーター製造業
主として旅客又は貨物用エレベーター、自動車用リフト、料理運搬用昇降機、エスカレーターの製造に從事する事業所をいう。主として商工業用コンベアー装置の製造に從事する事業所は細分類3563に分類される。
○エレベーター製造業（旅客又は貨物用のもの）；自動車リフト製造業；エスカレーター製造業
×コンベヤー製造業
- 3563 コンベヤー及び運搬設備製造業
主として工場、倉庫、礦山その他商工業用のコンベヤーの製造に從事する事業所をいう。主として旅客又は貨物エレベーター、料理運搬昇降機及びエスカレーターの製造に從事する事業所は細分類3562に分類される。
○コンベヤー、コンベヤー装置製造業；ローラーコンベヤー製造業
×エレベーター製造業；エスカレーター製造業
- 3564 送風機及び排風扇、通風扇製造業
主として送風機、一般商工業及び家庭用排風換氣扇風機、炉用送風機、機械的通風機用扇風機の製造に從事する事業所をいう。
主として完全空氣調節装置を製造する事業所は細分類3512に、机又は臺あるいは壁に取り付けて用いる扇風機の製造を行うものは小分類362—電氣器具製造業に分類される。
○扇風機製造業（換氣用のもの）；送風機製造業（商工業用のもの）；ベンチレーター用扇風機製造業
×空氣調節装置製造業；扇風機製造業（換氣、排風、商工業用送風機以外のもの）。

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

- 3565 産業用トラック及びトラクター、トレーラー（無限軌道付トラクターを除く）、又
タッカー製造業。
主として工場、倉庫、ドック、駅、又はその周辺の床、又は鋪装道路上で材料
を取り扱うために用いる産業用トラック、トラクター、トレーラー、スタッカー
及び同附屬品の製造に從事する事業所をいう。
- 主として自動車のトレーラーを製造する事業所は細分類3711—自動車製造業
に、鎌山用車輛及びキャビン付トラクターを製造するものは細分類3531に分
類される。
- トラック、トラクター製造業（産業用のもので無限軌道付を除く）；スタッカー
製造業；産業用トラック、トラクター、スタッカーの附屬品製造業（無限軌道付
を除く）；トレーラー製造業（自動車用を除く）
×キャビン付トラクター製造業；自動車トレーラー製造業；鎌山用車輛製造業。
- 3563 動力傳達装置製造業（ボールベアリング及びローラーベアリングを除く）
主として鎖傳導、變速機、減速機、齒車、クラッチ（機械型、水力型、磁力型），
シャフト、ベアリング（ボール及びローラーベアリング、細分類3593を除く）の
製造を行う事業所をいう。但し、上記の部分品で自動車の機械的動力傳導装置の
製造を行うものは細分類3713—自動車部分品、及び附屬品製造業に、ボール及び
ローラーベアリングの製造を行うものは細分類3593に分類される。
○齒車製造業；軸、軸頸類製造業；平受軸、平受軸部分品製造業；ベルト調車製
造業；ベアリング製造業（ボール及びローラーベアリング以外のもの）
×ベアリング製造業（ボール及びローラーベアリングを製造するもの）；變速機製
造業（自動車用のもの）
- 3567 工業窯及び炉製造業
主として電気、石炭、ガス、油及びその他の燃料を使用する工業窯炉の製造に
從事する事業所をいう。但し、窯炉用の電熱装置の製造に從事する事業所は細分
類3619—他に分類されない産業用電氣機械器具製造業に分類される。
○窯炉製造業（工業用のもの）
×窯炉用電熱装置製造業
- 3568 自動給炭機製造業（工業用及び家庭用）
主として家庭用、工業用の無煙炭及び瀝青炭自動給炭機、ホッパー、又は貯炭
所から直接コンベヤーによる給炭装置の製造に從事する事業所をいう。
○ホッパー給炭機製造業；コンベヤー式給炭機製造業
- 3569 他に分類されないその他の一般産業用機械及び装置製造業
主として他に分類されないその他の一般産業用の機械及び装置の製造に從事す

中分類35—機械製造業（電気機械器具を除く）

る事業所をいう。

主として貨仕事又は注文によつて機械の部分品を作る機械製造修理業は細分類3599に、修理専門の事業所は大分類K—サービス業に分類される。

○乾燥機製造業；粉碎機製造業（食料品製造用以外のもの）；ガス發生装置製造業（代燃自動車用を含む）；遠心分離機製造業；消防器製造業；潜水装置製造業；蒸溜装置製造業；織製造業。

357 事務用機械器具製造業

3571 計算機及び金錢登録機製造業

主として計算機、製表機、簿記機械、カード穿孔機、分類機、金錢登録機の製造に從事する事業所をいう。タイプライター製造業は細分類3572に、謄寫板は分類3579に分類される。

○金錢登録機製造業；統計機械製造業；計算機製造業；簿記機械製造業；加算機製造業（ソロバンを除く）

×タイプライター製造業；謄寫印刷機製造業

3572 タイプライター製造業

主としてタイプライター及びその部分品の製造に從事する事業所をいう。

○タイプライター部分品製造業；事務用機械製造業（主としてタイプライターを製造するもの）

3573 販賣用娛樂用等の貨幣による自動式作動機械製造業

主として自動販賣機、娛樂機械その他の貨幣により操作される機械の製造に從事する事業所をいう。

主として貨幣によつて操作される蓄音機の製造に從事する事業所は細分類3661に、秤の製造は細分類3574に、寫真機械器具製造業は細分類3861に分類される。

○自動販賣機製造業；パチンコ屋機械製造業

×貨幣作動秤製造業

3574 衡器製造業

主として各種の秤の製造に從事する事業所をいう。なお、自動計量機及び貨幣による秤の製造所もこゝに入る。

○自動秤製造業；秤製造業；天秤製造業。

3579 他に分類されない事務用機械器具製造業

主として他に分類されない商店用及び事務所用機械の製造に從事する事業所をいう。たとえば謄寫版その他の複寫機、宛名書機、小切手記入、押印、抹消機、穿孔器、その他の保證装置等である。

主として計算機及び金錢登録器の製造を行う事業所は細分類3571に、タイプラ

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

イターの製造を行うものは細分類3572に、寫眞複寫機の製造を行うものは細分類3861—寫眞機械器具製造業に分類される。

○宛名書機製造業；謄寫版及びその部分品製造業；穿孔印刷器製造業

×金錢登錄器製造業；計算機製造業；寫眞複寫機製造業

558 サービス用及び家庭用機械器具製造業

3581 ミシン製造業

主としてミシンの製造に從事する事業所をいう。

○ミシン部分品製造業；ミシン製造業

3582 冷蔵庫，冷凍機及び温調調整装置製造業

主として商業工業及び家庭用冷凍機，冷蔵装置，製氷機，冷凍陳列箱，冷凍庫及び完全空氣調節装置の製造に從事する事業所をいう。

主としてソーダ水及びビール小分機を製造するものは細分類3999に、氷を用いる冷蔵庫（アイスボックス）を製造するものも本分類に含まれる。

○冷凍機製造業；製氷機製造業；冷蔵装置製造業；冷蔵庫製造業；空氣調節装置製造業

×飲料小分け機製造業

3589 他に分類されないサービス用及び家庭用機械器具製造業

主として家庭用，又はサービス用で他に分類されない機械及び装置の製造に從事する事業所をいう。

主な製品は家庭用及び商業用洗濯機，ドライヤーリーニング，プレス機，真空掃除機，計量ポンプ等である。

主として家庭用及び商業用電氣用具の製造に從事する事業所は小分類362—電氣器具製造業に分類される。

○洗濯機製造業；真空掃除機製造業；プレス機製造業；計量ポンプ製造業

359 その他の機械部分品製造業

3591 弁及び附屬品製造業（ガス，水道，配管用の弁を除く）

主としてパイプ及び幹管用，液體及びガス調節用のバルブ，並びに機械のバルブ及びその部分品附屬品を製造する事業所をいう。

鉛管用バルブ，ノヅル，栓及び類似の配管用品の製造に從事する事業所は3431に分類される。

○バルブ製造業（ガス焜爐，水道蛇口用，配管バルブ以外のもの）

3592 パイプ加工，及びパイプ附屬品加工業

主として購入したパイプに切断，ねじ切り，曲げ作業を行い，もしくはパイプ附屬品を取り付けたりする作業に從事する事業所をいう。

中分類35—機械製造業（電氣機械器具を除く）

○異形管製造業（購入管によるもの）；パイプ加工業（購入パイプによるもの）。

3593 ポール及びローラーベアリング製造業

主としてポール及びローラーベアリング、並びにその部分品の製造に從事する事業所をいう。主としてポール及びローラーベアリング以外のベアリングの製造を行うものは3506に分類される。

○ローラーベヤリング製造業。

×ベヤリング製造業（ローラー及びポールベヤリングを除く）

3599 各種機械部品製造修理業（註文製造及び修理業）

主として自己、又は他人の所有する材料を機械処理して他に分類されない機械及び部分品の製造に從事する事業所をいう。これらの事業所は一般に賃仕事、又は請負で働き、工作機械及び他の動力付金屬加工機械を据えつけていて、機械部分品を廣範囲にわたって製造することができる。従つて、この分類に属する各種機械部品製造修理業（註文製造及び修理業）は製品によつて分類するというよりも、その活動方法に特徴がある。即ちこの産業から主として修理作業に從事する所を除外し得ない。但し、専ら修理作業に從事している事業所は大分類K—サービス業に分類する。

○機械部品製造請負業（主な製品が定まらぬもの）；取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（新製品の製造を行うもの）。

×機械修理業（新製品の製造を行わないもの）